

## 鹿児島市建設工事等予定価格公表実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市が発注する建設工事並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務（以下「建設工事等」という。）の請負契約又は委託契約（以下「請負契約等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の手続の透明性の向上を図り、その公正性を確保するため、予定価格の公表（以下「公表」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、建設工事等の請負契約等のうち競争入札に付されるものとする。

(公表の対象となる予定価格)

第3条 公表の対象となる予定価格は、鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第12条（同規則第18条において準用する場合を含む。）の規定により定められた価格から消費税相当額及び地方消費税相当額を控除した額とする。

(公表の時期)

第4条 公表は、建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務並びに予定価格2千5百万円以上の建設工事においては落札決定後の公表（以下「事後公表」という。）とし、予定価格2千5百万円未満の建設工事においては公告又は指名の時点での公表（以下「事前公表」という。）とする。

(公表の方法)

第5条 事後公表は、鹿児島市電子入札運用規約（平成20年2月18日制定）第2条第1号に規定する電子入札システム又は市政情報コーナーにおいて入札結果を記載した書類を閲覧に供する方法により行う。

2 事前公表は、鹿児島市事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱（平成19年4月1日制定）第2条第1号に掲げる建設工事に係る一般競争入札においては公告により行い、指名競争入札においては指名通知書に掲載する方法及び指名通知後、工事名、予定価格等を記載した書類を市政情報コーナーにおいて閲覧に供する方法により行う。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に競争入札に付される建設工事等の請負契約等から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。